



公の施設の指定管理者の候補者の選定(非公募)について

呉市老人福祉センターみはらし荘の指定管理者の候補者を次のとおり選定(非公募)します。

<p>1 対象施設の概要</p>	<p>施設名：呉市老人福祉センターみはらし荘 施設所在地：呉市警固屋8丁目17番1号 設置年月日：昭和50年9月15日 敷地面積：2,701.30㎡ 建築面積：1,053㎡ 延べ面積：1,658㎡ 規模・構造：地上2階，地下1階，鉄筋コンクリート造 主要施設：1階（事務室，浴室，研修室，娯楽室，売店・食堂） 2階（大広間，和室，図書室）</p>
<p>2 申請書類の受付及び選定</p>	<p>令和6年8月23日（金）から令和6年9月3日（火）までに申請を受付け，選定委員会による適否審査を経て，指定管理者の候補として選定します。</p>
<p>3 指定管理者の業務</p>	<p>(1) 呉市老人福祉センターみはらし荘の維持及び管理に関する業務 (2) 次に掲げる事業に関する業務 ア 老人の生活及び身上等に関する相談 イ 老人の機能回復訓練 ウ 老人の健康の増進，教養の向上及びレクリエーション等のための便宜の提供 エ その他老人福祉に必要な事業 (3) 呉市老人福祉センターみはらし荘の使用の許可に関する業務 (4) 上記の業務に付随する業務</p>
<p>4 指定の期間</p>	<p>令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）</p>
<p>5 指定管理者の候補予定者及び非公募理由</p>	<p>(1) 指定管理者の候補予定者 社会福祉法人呉市社会福祉協議会 (2) 非公募理由 当該施設は，呉市公共施設に関する個別施設計画において，令和8年の廃止となっており，本施設の現状からも，利用者の減少や固定化がみられること，また，高額な維持管理費が必要となっていることから，令和9年度以降の本施設の在り方や利用について，施設の老朽化や利用者の安全面，利用者数の推移等により多角的に検討していくこととし，次期指定期間を個別施設計画どおり令和8年度までの2年間とすることから，本施設の管理運営に関するノウハウや知識，経験を有する社会福祉法人呉市社会福祉協議会が管理運営することが最も効果的であるため</p>